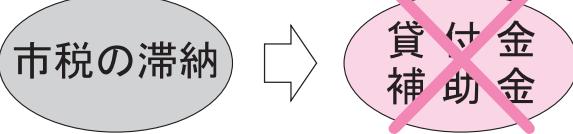


市税を滞納している人に対し

行政サービスの制限が強化されます

税務課 内線 211



市では、収納率の向上を図り、市税の完納者との公平性を確保するため、滞納者に対し、4月1日から補助金の交付など行政サービスの提供を制限します。

今回、市税の滞納者に対し制限される行政サービスは、次の14のサービスで、従来から制限されている住宅資金利子補給制度など19の事務事業と合わせ、33のサービスが対象となります。

■新たに提供が制限される行政サービス

No.	制限される行政サービス	所管課	提供の要件
1	名誉市民に関する使用料及び手数料の減免	秘書課	市税の完納
2	行政財産の目的外使用	財産管理課	
3	家庭廃棄物処理機器の購入費の補助	環境課	
4	ごみ収集袋の取扱報償金の交付	環境課	
5	鳥獣被害防止に関する電気式防護柵の購入費の補助	農務課	
6	中山道太田宿の建造物に関する修理等に要する経費の補助	商工観光課	
7	社会福祉法人への補助金の交付、貸付金の支出等	福祉課	
8	特養老人ホーム及び老人デイサービスセンターの新設、修理等に要する経費の補助	福祉課	
9	寝たきり老人等の介護者に対する慰労金の支給	福祉課	
10	定員に達しない場合の特別入所者に係る利用料の減免	児童課	
11	合併処理浄化槽設置整備事業に係る補助	下水道課	
12	高度処理型浄化槽の設置に係る奨励金の交付	下水道課	
13	下水道排水設備等の工事店の指定	下水道課	
14	市立小中学校の遠距離通学に要する経費の補助	教育総務課	

■制限の対象となる市税

申請者に課された美濃加茂市税

■行政サービスを受けるための要件

行政サービスに関する申請書を提出するときに、申請者の市税が完納されていることが要件となります

■制限の実施時期

4月1日以降に申請書を提出するサービスから適用します

■その他

市税の完納の確認は、申請者の同意により市職員が行います

※詳細については、サービスを提供するそれぞれの所管課へ